

# 国立大学法人小樽商科大学学長選考会議規程

(平成16年4月1日制定)

(趣旨)

第1条 この規程は、国立大学法人法（平成15年法律第112号、以下「法人法」という。）第12条に基づき、国立大学法人小樽商科大学における学長選考会議に関し、必要な事項を定める。

(構成員)

第2条 法人法第12条第2項に定める学長選考会議の構成員は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 国立大学法人小樽商科大学組織・運営規程（以下「組織・運営規程」という。）第12条第2項第5号に掲げる経営協議会の学外委員のうちから選出された者 3名
- (2) 組織・運営規程第13条第2項第5号から第14号までに掲げる教育研究評議会の評議員のうちから選出された者 3名

2 前項の委員に欠員が生じた場合には、速やかに補充するものとする。

(任期)

第3条 委員の任期は、それぞれ経営協議会委員、教育研究評議会評議員としての任期と同一とする。

2 委員は、再任することができる。

(議長)

第4条 学長選考会議に議長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 議長は、学長選考会議を主宰する。

3 議長に事故があるときは、あらかじめ議長が指名した委員がその職務を代行する。

(議事)

第5条 学長選考会議は、構成員の3分の2以上の出席をもって成立する。

2 学長選考会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決すところによる。

(選考基準等)

第6条 学長の選考基準及び選考手続は、学長選考会議の議を経て規則でこれを定める。

(事務)

第7条 学長選考会議の事務は、総務課が行う。

(雑則)

第8条 この規程に定めるもののほか必要な事項は、学長選考会議が別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成20年6月9日から施行し、平成20年6月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成24年1月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成24年10月1日から施行する。